

# 熊本県地域防災計画 令和3年度修正の概要

## 主な修正項目

### 1. 防災基本計画修正(R2. 5)の反映

- ① 災害リスクととるべき行動の理解促進
- ② 応急対策職員派遣制度の活用など応援団体との連携
- ③ 被災者への物資支援の充実
- ④ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ⑤ 災害対応における男女共同参画の推進

### 2. 災害対策基本法改正に伴う修正

- ① 避難勧告の廃止(避難指示への一本化)

# 熊本県地域防災計画 令和3年度修正の概要

## 主な修正項目

### 3. 本県独自の修正(令和2年7月豪雨の振り返りを踏まえた修正等)

- ① 命を守る「マイタイムライン」の普及
- ② 地区防災計画の作成推進
- ③ リアルハザードマップの取組推進
- ④ 戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、あらゆる手段による避難の発信力強化
- ⑤ 要配慮者利用施設での早期の避難確保計画の100%作成及び訓練実施
- ⑥ 高齢者や障がい者など配慮が必要な全ての世帯での要支援者個別計画の作成・検証
- ⑦ 広域避難や予防的避難の積極的な実施
- ⑧ 気候変動による水災害リスクの増大に備える流域治水への転換
- ⑨ 災害廃棄物の仮置場候補地の選定等

# 1. 防災基本計画修正（R2.5）の反映

## ①災害リスクととるべき行動の理解促進

- ・市町村及び県は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際して、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めることを明記
- ・市町村及び県は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないことや警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めることを明記

⇒新旧対照表6P

## ②応急対策職員派遣制度の活用など応援団体との連携

- ・県及び市町村は、訓練等を通じて「応急対策職員派遣制度(※)」を活用した大規模災害時における応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟等に努めることを明記
- ※応急対策職員派遣制度…大規模災害発生時に被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは完結して災害対応業務を実施できない場合、被災都道府県以外の地方公共団体から応援職員を派遣する制度
- ・県及び市町村は、他の地方自治体との相互応援協定の締結に努めることや民間団体と連携を図ることを明記

⇒新旧対照表25P

## 1. 防災基本計画修正（R2.5）の反映

### ③被災者への物資支援の充実

- ・県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めることを明記

⇒新旧対照表15P

### ④避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

- ・市町村は、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するなど必要な措置を講じるよう努めることを明記

⇒新旧対照表16P、69P

## 1. 防災基本計画修正（R2.5）の反映

### ⑤災害対応における男女共同参画の推進

- ・県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うことを明記
- ・また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、防災部局と男女共同参画担当部局が連携し、それぞれの役割を明確化しておくよう努めることを明記

⇒新旧対照表19P

## 2. 災害対策基本法改正に伴う修正

### ①避難勧告の廃止（避難指示への一本化）

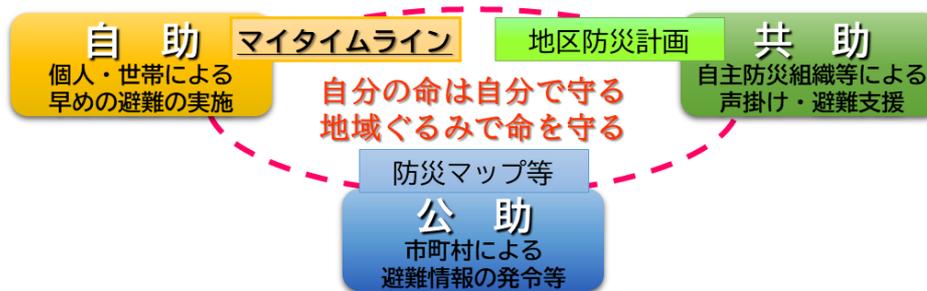
- ・ 5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）の意味の違いが住民に理解されていなかったことから、避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化し、従来の「避難勧告」の段階から「避難指示」を行うことを明記



### 3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

#### ①命を守る「マイタイムライン」の普及

- ・県及び市町村は、地域における自助・共助の推進を目的として、確実な避難による“逃げ遅れゼロ”を実現するため、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン(防災行動計画)」を普及することを明記
- ⇒新旧対照表12P



1

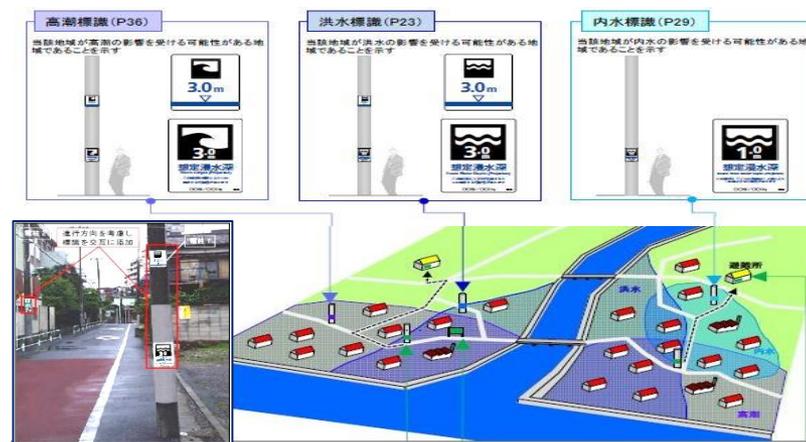
#### ②地区防災計画の作成推進

- ・市町村は自主防災組織と連携して、災害時に地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保することを明記
- ⇒新旧対照表14P

### 3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

#### ③リアルハザードマップの取組推進

- ・県及び市町村は、住民がより理解しやすいような工夫をした案内標識、誘導標識等の設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むことを明記 ⇒新旧対照表19P



#### ④戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、

##### あらゆる手段による避難の発信力強化

- ・市町村は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めることを明記 ⇒新旧対照表18P



### 3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

#### ⑤要配慮者利用施設での早期の避難確保計画の100%作成及び訓練実施

- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、避難誘導等の訓練を実施することを明記

⇒新旧対照表7P

#### ⑥高齢者や障がい者など配慮が必要な全ての世帯での

##### 要支援者個別計画の作成・検証

- ・市町村は、高齢者や障がい者等、配慮が必要な一人一人の避難行動要支援者に対して具体的な避難支援計画(個別計画)の策定に努め、県は、実効性の高い個別計画の策定や訓練実施を支援することを明記

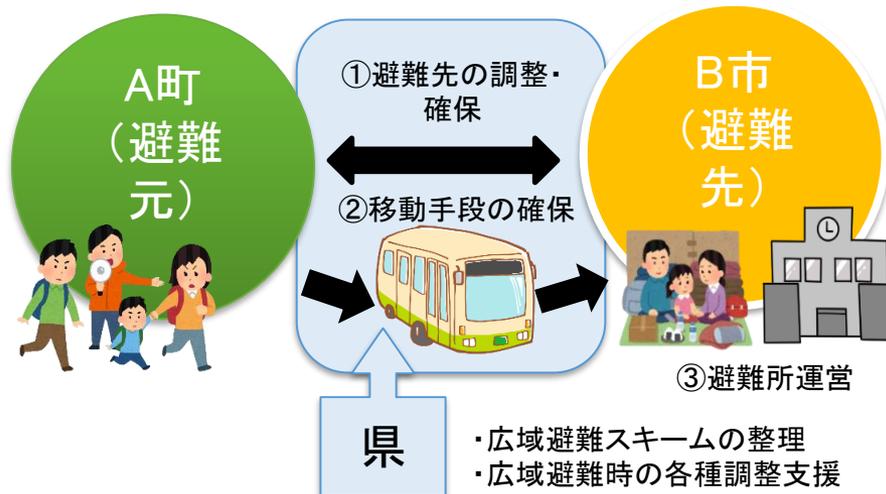
⇒新旧対照表21P

### 3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

#### ⑦ 広域避難や予防的避難の積極的な実施

- ・県及び市町村は、これまでも取り組んできた予防的避難の取組を推進するとともに、広域避難については、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討・実施することを明記

⇒新旧対照表5、19P



※<広域避難>

一つの市町村の区域を越えて広域的に住民が避難すること。

#### ⑧ 気候変動による水害リスクの増大に備える流域治水への転換

- ・気候変動による水害リスクの増大に備えるため、流域に関わる関係者が主体的に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者の取組による流域全体で水害被害を軽減する「流域治水」への転換を進めることを明記

⇒新旧対照表6P

### 3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

#### ⑨災害廃棄物の仮置場候補地の選定等

- ・市町村は、災害廃棄物の処理を早期に完了するため、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めることを明記  
また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めることを明記

⇒新旧対照表76P

